

地域ささえあい活動団体 助成事業のご案内

北区社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的に北区内で福祉活動を行うさまざまな団体の支援のための助成事業を行っています。この助成制度は、北区内の「歳末たすけあい・地域福祉募金」を財源としていますので、北区の募金が北区の福祉に直接使われるしくみになっています。

☆令和5年度助成のスケジュールと申請方法☆

①スケジュール

前期スケジュール 受付：助成区分Ⅰ～Ⅳ

- 申請期間 令和5年4月3日（月）～4月21日（金）
- 書類確認期間 令和5年4月24日（月）～5月中旬頃
- 審査 令和5年6月上旬～中旬頃
- 結果通知 令和5年6月下旬～7月上旬頃
- 助成金交付 令和5年7月中旬頃～

*上記日程は変更になる場合があります。

※ご不明な点は申請期間前3月8日（水）～3月22日（水）までにお電話・メール等でご相談ください。

後期スケジュール（予定） 受付：助成区分Ⅰ～Ⅲ

- 申請期間 令和5年9月1日（金）～15日（金）
- 審査 令和5年10月中旬頃
- 結果通知 令和5年11月上旬頃
- 助成金交付 令和5年11月中旬頃

*上記日程は変更になる場合があります。

※ご不明な点は申請期間前8月10日（木）～8月24日（木）までにお電話・メール等でご相談ください。

②申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、今回下記の通り行います。

・新規団体については、必ずお電話で書類確認、内容確認を行わせていただきます。

・申請・報告については、原則メールもしくは郵送で受け取らせていただきます。
期間内にお送りください。

申請に必要な書類（詳細はP3に記載）

- ① 申請書（定められた書式を用意しています）
- ② 団体の規約（会則や定款など団体の目的や性格などが明記されたもの）
- ③ 役員または構成員の名簿
- ④ 過去の活動記録（必要によって）
- ⑤ 前年度の事業報告・決算書（前年度にこの助成を受けた団体）

1. 共通事項

1) 社協運営の公平性と透明性

地域福祉推進の担い手としての社会福祉協議会の運営は、多くの地域の皆さんから寄せられた会費、寄付、募金などを貴重な財源として行われています。

また、情報公開制度の施行もあり、社会福祉協議会の運営は、従来にもまして効率的な運営が求められており、公平性、透明性が確保され、多くの地域の皆さんの理解が得られなければなりません。

このような状況を踏まえて、北区社会福祉協議会の助成事業は「要綱」を定めて実施しています。

2) 助成金の財源

北区社会福祉協議会の助成事業の財源は、歳末たすけあい運動で寄せられた「歳末たすけあい・地域福祉募金」です。歳末たすけあい運動は、もともと「地域の人々の暮らしを地域が支える」という趣旨で取り組まれてきました。したがって、それを財源とする助成事業も、区民のみなさまの善意を地域にお返しするのが目的といえます。地域で福祉活動を行っている団体も、この趣旨をご理解の上、諸事業に取り組んでいただきたいと思います。

3) 助成制度の対象となる活動

助成の対象は、次の(1)～(4)に掲げるいずれかに該当する活動を実施し、広く会員募集を行っている団体としています。

(1) 地域で孤立を防ぎ、孤立しがちな人たちと地域を結びつけることを目的に、地域住民が主体となって取り組んでいる活動。

①新たに活動に参加を希望する人などを積極的に受け入れ、地域に広く門戸を開いている活動

(例) 町会・自治会の活動そのものや、現在のメンバー以外の参加ができない活動などでないこと

②趣味的な活動(音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など)が目的とならないような団体活動運営がされていること。

(2) 地域にある特定の福祉課題の解決を目的に、地域住民が主体となって、一定のサービス等の提供に取り組む活動。

(3) 障がい当事者が、孤立を防ぎ、当事者ならではの課題を共有し、解決に向けて自主的に取り組んでいる活動。

①新たに活動に参加を希望する人などを積極的に受け入れ、地域に広く門戸を開いている活動

(例) 現在のメンバー以外の参加ができない活動などでないこと

(4) 地域の福祉課題の解決を目的に、先駆的・実験的に取り組む活動。

4) 助成制度には4つの区分(種類)があります

北区社会福祉協議会の助成事業は、つぎの4つの区分(種類)に分けて運営されています。

I. 地域ささえあい活動助成

地域福祉活動を実施、またはその活動を強化するためのプログラムを事業化したい団体を支援することにより、地域福祉活動推進をはかる助成事業です。(団体の事業内容によって、助成内容の種類を選択できます。)

II. 障がい当事者団体助成

障がい当事者団体の活動を支援する助成制度です。

III. 団体立上げ助成

団体の立上げに必要な備品購入等の支援する助成制度です。

IV. 夢ひろげ助成

先駆的、実験的事業の準備・開発・実践経費および、調査研究費。

5) 東京都共同募金会北地区配分推せん委員会が審査します

事務局で受理した申請は、東京都共同募金会北地区配分推せん委員会(以後「配分推せん委員会」)にて審査の上、交付の可否を決定いたします。

6) 申請手続きと必要書類など

・助成を受けようとする団体は、定められた期間中に申請書を北社協事務局に提出していただきます。

・申請に必要な書類

① 申請書一式(定められた書式を用意しています)

申請書には、団体の活動概要、事業計画、予算(団体全体と助成対象事業)(※)などを記入していただき、助成金がどのような使われ方をするのかを明確に示していただきます。

※予算書は指定の書式での記載が難しい場合、別添の予算書を添付してください。

② 団体の規約(会則や定款など団体の目的や性格などが明記されたもの)

③ 役員または構成員の名簿

④ 過去の活動記録(必要によって)

⑤ 前年度の事業報告・決算書(前年度にこの助成を受けた団体)

助成を受けた団体は、助成期間終了後に事業報告を提出していただきます。事業報告書は配分推せん委員会で審査されます。

7) その他

- ・助成を受けた団体が助成対象となる事業を実施するに当たっては、案内状、チラシ、ポスターなどに「社会福祉法人北区社会福祉協議会の歳末たすけあい・地域福祉募金助成を受けている」旨を明記してください。
- ・助成を申請した団体で、特に必要と認められる団体については、配分推せん委員会において、実施しようとする事業内容についてのプレゼンテーション（説明）を行っていただく場合があります。
- ・助成金の交付決定を受けた団体が、次の事項に該当した場合は、助成金の交付の全部又は一部を取り消し、返還していただくことになります。
 - (1) 助成事業を中止したとき
 - (2) 不正又は虚偽の申請があったとき
 - (3) 区分Ⅰ地域ささえあい活動助成については、助成額が年間総経費の50%を超えたとき
- ・助成事業の財源である「歳末たすけあい・地域福祉募金」には限りがあります。募金額や申請団体数の増減により、助成金の上限額も変動する場合があります。
- ・また、地域ニーズに応じた新たな助成区分の設置なども考えられ、助成事業は状況に応じて変化していきます。

2. 助成の種類（区分）と概要

区分Ⅰ	地域ささえあい活動助成		
目的・趣旨	地域福祉活動を実施又は強化したい団体を支援することにより地域福祉活動推進をはかる。		
事業の形態	金額	項目	内容
継続的な活動	①～④の合計が 上限 50,000円 ※後期申請の場合 上限 30,000円	①会場費	年間の活動に対する会場費用。有料の貸出施設使用時のみ。
		②講師料	研修等の事業を行うための講師料。外部講師委託時のみ。
		③広報費	ホームページ、パンフレット・チラシ（イベント用）・記念誌作成、郵送経費
		④物品購入費	事業に必要な消耗品購入費、資料・メニュー・歌集等印刷費、子ども食堂およびそれに類する活動の食材費
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人格を持たない非営利活動団体又は特定非営利活動法人であること。 ② 北区内に所在し、北区を拠点に活動している団体であること。 ③ 北区内において、広く公開されている活動を行っていること。 ④ 自主財源の確保が可能であること。 ⑤ 北区内での年間の活動回数が10回以上であること。 ※後期申請の場合、10月～翌年3月までに5回以上 ⑥ 5名以上の会員で、事業を定めた会則を制定している団体。 ⑦ 本会団体会員であること。 ※すべての項目に該当すること		
助成対象活動	<ul style="list-style-type: none"> ① 食事、レクリエーション等のサービス提供活動 ② 健康づくり、生きがいづくりを行う活動 ③ 地域づくり、ネットワークづくりを行う活動 ④ 相談、情報提供を行う活動 ⑤ 学習プログラム提供を行う活動 ⑥ その他地域でのささえあい活動として必要と認められる活動 		
助成条件	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金額は、総経費の50%以下とする。 （例えば、5万円の事業費助成を受けるには、年間5万円以上の自主財源が必要） 		
助成対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ① 団体の経常的な管理運営経費 ② 団体が実施する食事会等における食材費 ※但し子ども食堂およびそれに類する活動の食材費は除く ③ 取得価格が10万円以上（消費税等付帯経費を含む）の物品 ④ 一部の会員のみ利益となるような事業の経費 ⑤ 団体の運営経費や行政からの補助金、委託金などを受けている事業や介護保険、障がい者自立支援事業等の法内事業、制度内事業の経費は対象外とする ⑥ その他、助成金の充当が適当でないと認められる経費 		
他助成併願	<ul style="list-style-type: none"> ・北社協の本助成事業は、原則として1団体、1助成を原則とする。ただし、区分Ⅲ「団体立上げ助成」との併願は可能とする ・高齢者向け食事提供活動に対する北区からの助成金を受けている団体は、本事業費との併願は不可とする ・その他、他機関、他団体が実施する助成事業との併願は可能とする（応相談） 		

区分Ⅱ	障がい当事者団体助成
目的・趣旨	障がい当事者団体の運営を支援
助成内容	事業費助成
助成対象団体	①法人格を持たない非営利活動団体又は特定非営利活動法人であること。 ②北区内に所在し、北区を拠点に活動している団体であること。 ③北区内において、広く公開されている活動を行っていること。 ④身体、知的、精神の障がい当事者（北区在住）10名以上が会員で、かつ会則を制定している団体⑤ 本会の団体会員になっている団体 ※すべてに該当すること
助成対象事業	宿泊（研修）旅行、レクリエーション等年中行事、リハビリ活動、広報、講座・講演会開催等事業全般
他助成併願	・北社協の助成制度は、原則として1団体、1助成を原則とする。ただし、区分Ⅲ「団体立上げ助成」との併願は可能とする。 ・他機関、他団体との助成は可能。（応相談）
助成限度額	上限50,000円
備考	提出書類のうち、名簿については、団体の構成員が区内在住の障がい当事者であることが分かる内容であること。

区分Ⅲ	団体立上げ助成
目的・趣旨	地域福祉活動を実施する団体や障がい当事者団体の立上げを支援
助成内容	団体立上げに必要な備品の購入等。立上げから概ね3年以内の団体が対象。 *初回申請時のみ申請可能。
助成対象団体	区分Ⅰ「地域ささえあい活動団体」または区分Ⅱ「障がい当事者団体」の条件に該当する団体。 ただし過去に歳末たすけあい・地域福祉募金助成において助成金を受けている団体は対象外とする。
助成対象事業	・事業実施に必要な機材・備品等の購入ための費用（消費税等付帯経費を含み取得価格が10万円以下） ・団体の事業開始を広く周知するための広報物、ホームページ等を作成するための費用 ・その他、助成金の充当が適当であると認められる経費
助成対象外活動	総会、打ち合わせ会等管理運営経費は助成対象外
他助成併願	区分Ⅰ「地域ささえあい活動団体助成」または区分Ⅱ「障がい当事者団体助成」との併願が可能
助成限度額	上限50,000円

区分Ⅳ	夢ひろげ助成
目的・趣旨	地域福祉活動を支援
助成内容	先駆的、実験的事業の準備・開発・実践経費および、調査研究費。
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人格を持たない非営利活動団体又は特定非営利活動法人であること。 ② 北区内に所在し、北区を拠点に活動している団体であること。 ③ 北区内において、参加者・スタッフともにメンバーを固定せずに、オープンな活動を行っている団体。 ④ 5名以上の会員で、事業を定めた会則を制定している団体。 ⑤ 本会の会員になっている団体 <p>※ すべてに該当すること</p>
助成対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・先駆的、実験的事業や他のモデルとなるような企画で、その事業に対する準備費・開発費・実践経費 ・地域福祉に関する調査・研究活動に対する経費、情報収集した事例集の発行経費
助成対象外活動	<ul style="list-style-type: none"> ① 団体の経常的な管理運営経費 ② 団体が実施する食事会等における食材費 ③ 取得価格が10万円以上（消費税等付帯経費を含む）の物品 ④ 一部の会員のための利益となるような事業の経費 ⑤ 団体の運営経費や行政からの補助金、委託金などを受けている事業や介護保険、障がい者自立支援事業等の法内事業、制度内事業の経費は対象外とする ⑥ その他、助成金の充当が適当でないと認められる経費
他助成併願	北社協の助成制度は、原則として1団体、1助成を原則とする。ただし、他機関、他団体との併願は可能。（同じ事業には充当しないこと。）
助成限度額	50万円（年間上限）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の団体が申請した場合、各団体の助成金額の合計50万円までを年間の助成金額とする。 ・原則、配分推せん委員会において、実施しようとする事業内容についてのプレゼンテーション（説明）を行う。

= ご注意ください =

• 申請に必要な書類はお揃いですか？

- 申請書一式（必要な場合予算書を添付）
- 団体の規約（会則や定款など団体の目的や性格などが明記されたもの）
- 役員または構成員の名簿
- 過去の活動記録（必要によって）
- 前年度の事業報告・決算書（前年度にこの助成を受けた団体）

• 申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、今回下記の通り行います。

• 新規団体については、必ずお電話で書類確認、内容確認を行わせていただきます。

• **申請・報告については、原則メールもしくは郵送で受け取らせていただきます。期間内にお送りください。**

【お問合せ、ご予約は…】 社会福祉法人 北区社会福祉協議会

地域福祉係 助成事業担当（〒114-0021 北区岸町1-6-17）

電話 03（3905）6653 FAX 03（3905）4653

メールアドレス chiiki@kitashakyo.or.jp

